

北海道における建設業の将来像に関する検討委員会 設置趣旨

1. 趣旨

北海道の建設業界は、公共事業への高い依存度や建設会社数の過多に起因する競争の激化等により、極めて厳しい状況に置かれている。一方で、北海道の建設業界が、これまでの時代の変化に的確に対応してきたかについては十分な検証がなされていない。

このため、現在の建設業界の置かれた状況を分析し、これからの進むべき道筋を明らかにして、建設業者が関係者と協力をしながら積極的な取組を進めることが必要と考えられる。そして、それによって、建設業界全体の体質強化を図り、活力ある建設業界を実現し、その企業活動を通じて魅力と活力ある地域社会の形成に貢献していくことが重要である。

本検討委員会は、そのための検討を行おうとするものである。

2. 検討の方向性

以下に示す検討の方向性を踏まえ、将来的な北海道の建設業の地域におけるあり方について議論を進める。

北海道の建設業者が、真に主体的で自立的な企業活動をしていくことができる環境の整備

北海道の建設業者の能力・経験や地域貢献実績等が正当に評価されるような仕組みの整備

これらを通じた、魅力と活力ある地域社会の形成に貢献する主体としての道内建設業界の今後の役割のあり方

3. 検討スケジュール（案）

以下のスケジュールを基本としつつ、必要に応じてさらに検討会等を開催する。

第1回検討委員会（平成21年3月30日）

- ・ 検討委員会の進め方
- ・ 建設業をとりまく現状と課題
- ・ 検討にあたっての視点・論点

第2回検討委員会（平成21年春）

- ・ 基本的方向性
- ・ 具体的な取組に関する検討

第3回検討委員会（平成21年夏）

- ・ とりまとめ

「北海道における建設業の将来像に関する検討委員会」設置要綱（案）

（目的）

第1条 厳しい状況下にある北海道の建設業について、個々の企業の体質強化を図り、結果として、北海道の建設業が、魅力と活力ある地域社会の形成に貢献していくための方策の検討を行うことを目的とする。

（検討事項）

第2条 検討委員会は、以下に示す検討の方向性を踏まえ、将来的な北海道の建設業の地域におけるあり方について検討する。

北海道の建設業者が、真に主体的で自立的な企業活動をしていくことができる環境の整備
北海道の建設業者の能力・経験や地域貢献実績等が正当に評価されるような仕組みの整備
これらを通じた、魅力と活力ある地域社会の形成に貢献する主体としての道内建設業界の今後の役割のあり方

（委員）

第3条 委員は、建設業に関する知見を有する者から、北海道局長が委嘱する。

2 委員の任期は、平成21年9月30日までとする。

（座長）

第4条 検討委員会に、座長を置く。

2 座長は、検討委員会において選出する。

3 座長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

（検討委員会の開催）

第5条 検討委員会は、座長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 座長は、検討委員会の目的を達成するために必要と認めるときは、検討委員会に委員以外の者を出席させることができる。

3 検討委員会は公開で開催するものとし、会議資料及び議事概要については公開するものとする。但し、個人情報等に関するものについてはその限りではない。

（事務局）

第6条 検討委員会の事務局は、北海道局参事官に置く。

2 事務局は、検討委員会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、座長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月30日から施行する。